

漁港漁場関係工事発注者支援業務共通仕様書 (新旧対比表)

令和8年4月

水産庁漁港漁場整備部

漁港漁場関係工事発注者支援業務共通仕様書 新旧対比表

| 頁 | 行又は項目 | 現行(R7.4) | 改定(R8.4) | 摘要 |
|----|---|--|--|----|
| 3 | 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-5 管理技術者 | 3) 管理技術者は、2-1-2、3-2-1 又は3-3-1 に示す内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。 5) 管理技術者は業務の履行にあたり、以下のいずれかの資格等を有するものであり、日本語に堪能でなければならない。ただし、日本語通訳が確保できる場合は、この限りではない。 イ) 技術士（総合技術管理部門（選択科目を「水産土木」又は「港湾及び空港」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は建設部門（選択科目を「港湾及び空港」とするものに限る。）の資格を有する者 | 3) 管理技術者は、2-1-2、3-2-1 又は3-3-1 に示す業務内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。 5) 管理技術者は業務の履行にあたり、以下のいずれかの資格等を有するものであり、日本語に堪能でなければならない。ただし、日本語通訳が確保できる場合は、この限りではない。 イ) 技術士（総合技術監理管理部門（選択科目を「水産土木」又は「港湾及び空港」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は建設部門（選択科目を「港湾及び空港」とするものに限る。）の資格を有する者 | 修正 |
| 4 | 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-6 担当技術者 | イ) 技術士（総合技術管理部門（選択科目を「水産土木」又は「港湾及び空港」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は建設部門（選択科目を「港湾及び空港」とするものに限る。）の資格を有する者 | イ) 技術士（総合技術監理管理部門（選択科目を「水産土木」又は「港湾及び空港」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は建設部門（選択科目を「港湾及び空港」とするものに限る。）の資格を有する者 | 修正 |
| 9 | 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-26 部分使用 | 2) 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。 | 2) 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用承諾書同意書を発注者に提出するものとする。 | 修正 |
| 10 | 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-27 安全等の確保 | 5) 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。 (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 7) 受注者は、業務の実施にあたって豪雨、豪雪、出水、地震、高潮、高波、強風、津波、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び協力者等の安全確保に努めなければならない。 | 5) 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。 (1) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 (2) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 7) 受注者は、業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、高潮、高波、強風、津波、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び協力者等の安全確保に努めなければならない。 | 修正 |
| 17 | 第2編 発注者支援業務 第2章 検査補助業務及び監督補助業務 第1節 共通編 3-1-1 担当技術者 | (5) 担当技術者は、3-2-1 及び3-3-1 のうち管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるものの他、工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。ただし、工事現場において工事安全上危険な事案等を発見した場合は、工事受注者へ注意を行い速やかに監督職員へ口頭連絡又は報告を行うものとする。 | (5) 担当技術者は、3-2-1 及び3-3-1 のうち管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、 設計図書に定めのあるものの他、 工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。ただし、工事現場において工事安全上危険な事案等を発見した場合は、工事受注者へ注意を行い速やかに監督職員へ口頭連絡又は報告を行うものとする。 | 修正 |
| 17 | 第2編 発注者支援業務 第2章 検査補助業務及び監督補助業務 第2節 検査補助業務 3-2-1 業務内容 | 1) 受注者は、契約図書に定める対象工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。 | 1) 受注者は、 設計契約 設計契約図書に定める対象工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。 | 修正 |

漁港漁場関係工事発注者支援業務共通仕様書 新旧対比表

| 頁 | 行又は項目 | 現行(R7.4) | 改定(R8.4) | 摘要 |
|----|---|--|--|----|
| 18 | 第2編 発注者支援業務 第2章 検査補助業務及び監督補助業務 第2節 検査補助業務 3-2-1 業務内容 | (6) 照査 照査技術者は、特記仕様書に定めのある場合、下記について照査を行うものとする。 | (6) 照査 照査技術者は、特記仕様書に定めのある場合は、対象工事毎に指定された業務内容の資料に誤りがないよう照査を以下のとおり、 下記について 照査を行うものとする。 | 修正 |
| 18 | 第2編 発注者支援業務 第2章 検査補助業務及び監督補助業務 第3節 監督補助業務 3-3-1 業務内容 | 1) 受注者は、契約図書に定める対象工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。 | 1) 受注者は、 設計契約 設計契約図書に定める対象工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。 | 修正 |